

# 教育・保育給付認定、施設等利用給付認定について

(1号・2号・3号)

(新1号・新2号・新3号)

## 「幼児教育・保育の無償化」



保育料が無償になるよ♪

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラス(3歳で迎える4月1日の年度)から小学校入学前までと、2歳児クラス(3歳になって最初の3月31日までの年度)までの市町村民税非課税世帯が対象となります。ただし、幼稚園・認定こども園(教育利用)に満3歳で入園した場合は、無償化の対象となります。

また、無償化の対象は、保育を必要とする事由の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人が保育サービスを利用する前に「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

## 無償化の範囲があります

年齢や、保育の必要性などで認定が変わるよ！



無償化給付の対象や条件は以下のとおりです。

子どもの年齢		3～5歳児クラス ※3歳で迎える4月1日～小学校入学前		0～2歳児クラス ※出生から3歳になって最初の3月31日まで		
保育を必要とする事由		あり	なし	あり		なし
市町村民税課税状況		—	—	非課税世帯	課税世帯	—
サービスの種類	保育所(認可施設)、 認定こども園(保育利用)	無償	利用不可	無償	無償化の対象外	利用不可
	認定こども園(教育利用)	無償		無償*		
	認定こども園(教育利用)の 預かり保育	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外	16,300円/月 まで無償*	無償化の対象外	
	幼稚園	25,700円/月まで無償		25,700円/月まで無償*		
	幼稚園の預かり保育	11,300円/月 まで無償	無償化の 対象外	16,300円/月 まで無償*	無償化の対象外	
	認可外保育施設 (後)児保育 ファミリー・サポート・センター 一時預かり	合計 37,000円/月 まで無償		合計 42,000円/月 まで無償		

\*満3歳の誕生日以降、最初の3月31日までに、認定こども園(教育利用)または幼稚園に入園する満3歳児は無償化の対象となります。

## 「保育を必要とする事由」とは

1	就労*1	1ヶ月で64時間以上労働することを常態としている(週4日以上、かつ1日4時間以上、かつ月16日以上)
2	妊娠・出産	妊娠中(出産予定日の前8週)である、または出産後間がない(産後8週間)
3	疾病・障がい	疾病にかかる、または障がいがある
4	介護・看護	同居または長期入院等している親族を、常時介護・看護している
5	災害復旧	災害復旧にあたっている
6	求職活動*2	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている
7	就学	就学(職業訓練校での職業訓練を含む)している
8	虐待	虐待のおそれがある
9	DV	DV(配偶者からの暴力)により保育が困難であると認められる
10	育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に、すでに保育施設等を利用している子どもがいて、継続利用が必要である
11	その他	その他これらに類するものとして市が認める事由に該当する

\*1 就労予定の方や、就労時間等が足りない方は、**利用後3か月以内に就労条件を満たしていただく**ことになります。  
条件を満たすことができない場合、認定が取り消しとなりますのでご注意ください。

\*2 求職活動を継続的にされている方も申し込みいただけますが、**認定期間内(90日以内)に「保育を必要とする事由の証明および申告書」を提出**いただけない場合、認定が取り消しとなりますのでご注意ください。

## 毎月の保育料以外の費用(給食費・雑費・バス代など)について

給食費は、0～2歳児クラスは保育料に含まれます。3～5歳児クラス(満3歳児含む)は実費徴収となります。利用する施設にお支払いください。

ただし、収入や就学前の子どもの人数により副食費(おかず・おやつ代など)が免除となる場合があります。

その他雑費・バス代などは、年齢にかかわらず各施設にお支払いください。詳しくは「幼稚園・認定こども園・保育所一覧表」を参照してください。



## 給付認定について

施設を利用するには、給付認定を受ける必要があります。

保育所や認定こども園を利用する場合は、**1～3号認定(教育・保育給付認定)**となります。

幼稚園を利用する人、認定こども園(現1号認定)の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用する人は、施設等利用給付を受けるために、**新1～3号認定(施設等利用給付認定)**を受ける必要があります。

### 教育・保育給付認定

### 1号・2号・3号

認定区分	対象者	「保育を必要とする事由」	選択施設	利用時間
1号	満3歳以上	なし	認定こども園	教育標準時間(4時間程度)
2号	満3歳以上	あり	保育所 認定こども園	保育短時間(8時間程度)
				保育標準時間(11時間程度)
3号	満3歳未満	あり	保育所 認定こども園 地域型保育(市内にはありません)	保育短時間(8時間程度)
				保育標準時間(11時間程度)

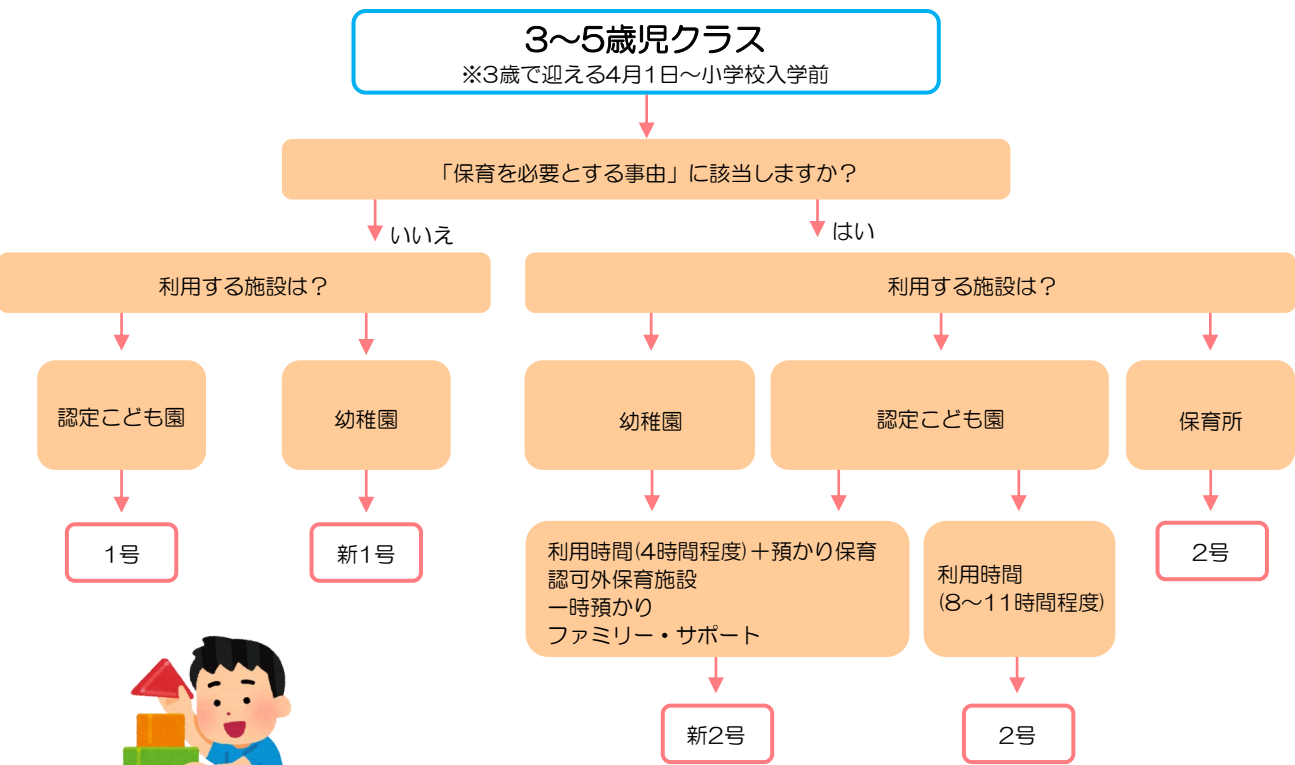
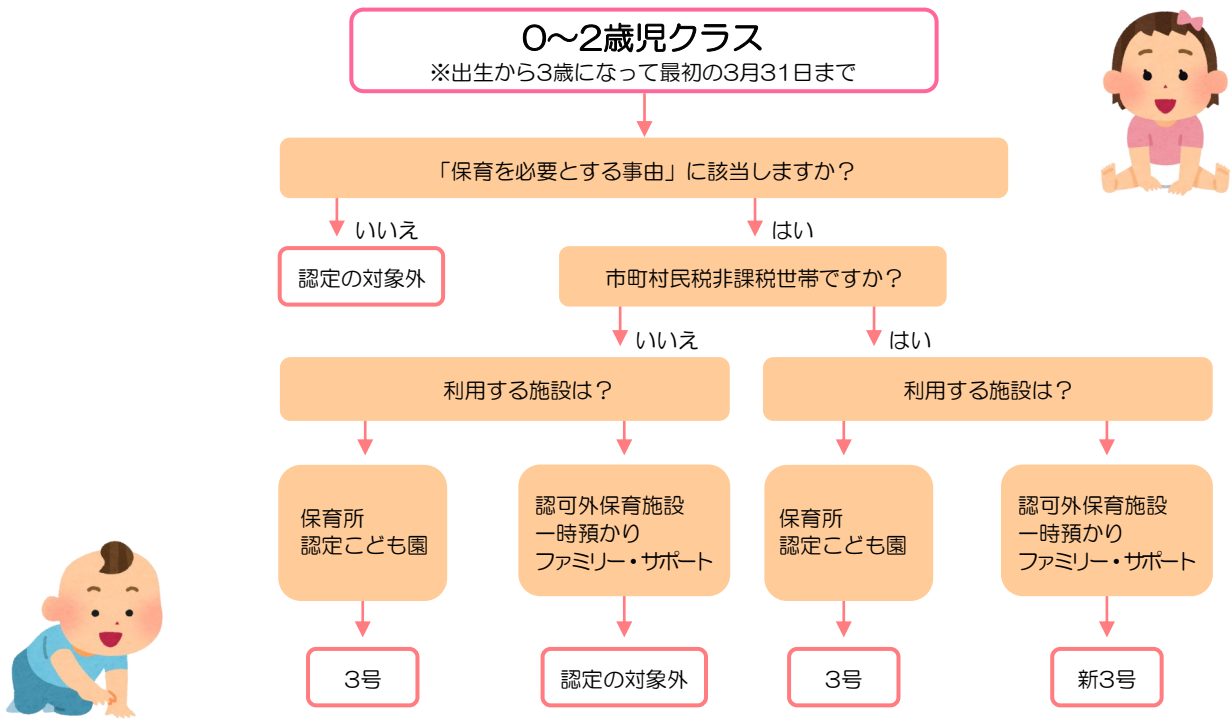
### 施設等利用給付認定

### 新1号・新2号・新3号

認定区分	対象者	「保育を必要とする事由」	選択施設
新1号	満3歳以上	なし	幼稚園
新2号	3～5歳児クラス	あり	幼稚園・認定こども園+預かり保育 認可外保育施設 一時預かり ファミリー・サポート
新3号	0～2歳児クラス (満3歳入園を含む)かつ、 非課税世帯	あり	幼稚園・認定こども園+預かり保育 認可外保育施設 一時預かり ファミリー・サポート

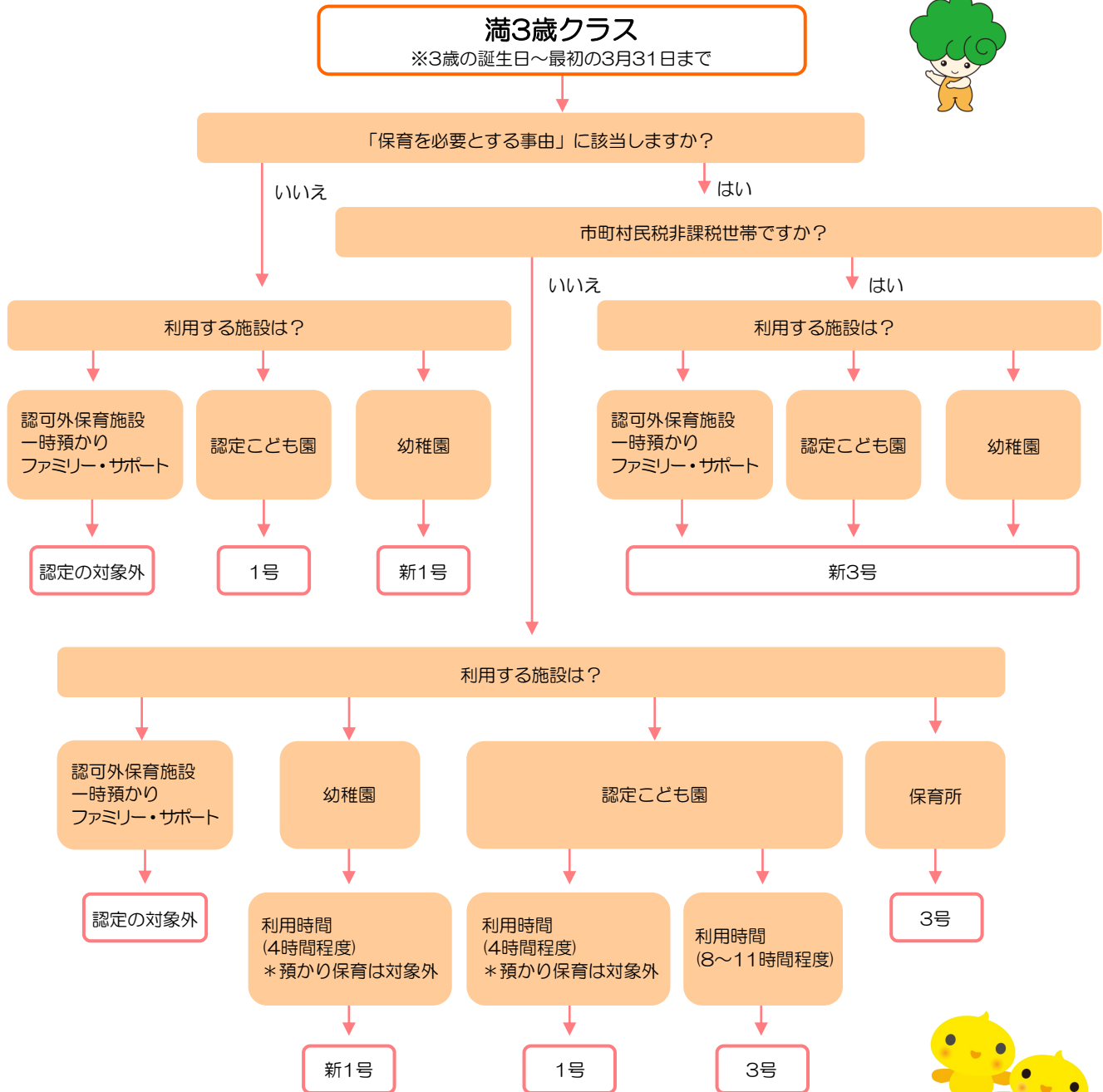
# 認定区分を確認してください

## 施設を利用する時の子どもの年齢でみてみましょう



※市内の幼稚園・認定こども園を利用している場合、在園している施設以外の預かり(認可外・一時預かり・ファミサポ)を利用されても、利用料は無償化の対象にはなりません。

3歳のおたんじょう日を  
迎えて、年度途中から  
施設を利用する人だよ♪



- 2号・新2号に該当する方でも、保護者の希望により1号・新1号での申し込みも可能です。
- 2号・3号の方の利用時間は、「保育を必要とする事由」、通勤(学)時間等を考慮し決定します。
- 認定こども園・幼稚園の教育標準時間(4時間程度)外の利用については、一時預かり事業の対象となります。